平成２４年（フ）第１８０号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街２―1515号
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番12―203号
債務者　三田佐緒理
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２４号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1154番地１
債務者　福谷　光雪
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２３８号
鳥取県日野郡日野町下榎210番地３
債務者　中原　　至
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４号
鳥取県米子市冨士見町２丁目154番地　カンフォート407号
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１号
松江市山代町329番地１　市営大庭第２号アパート第103号
債務者　内藤　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
松江市矢田町138番地１　コーポ松浦106号
債務者　森脇　典子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２号
鹿児島県大島郡喜界町大字白水617番地２
債務者　山本喜代治
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第７７号
大分市大字小池原344番地の９　市営２Ａ４―302
債務者　加来　友美（旧姓岩尾・小野）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６５号
横浜市南区六ツ川２丁目45番地10　ヴィレッジ関本102、前住所秋田市広面字土手下15番地１　コーポ幸５号
債務者　畠山　沙樹（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
福島市南沢又字桜内３番地の３　桜内ハイツ202号
債務者　本田　利雄
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３１５号
高知市土居町10番１号　カヨハウス502号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５号
佐賀県唐津市唐房６丁目5068番地11
債務者　松本　正博
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５号
長崎県対馬市厳原町宮谷66番地１、前住所長崎県対馬市厳原町宮谷79番地
債務者　末永　静男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
大分市牧上町２番９号　田嶋牧上貸家101
債務者　久保田寿彦
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８号
大分市牧上町２番９号　田嶋牧上貸家101
債務者　久保田祐枝
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９号
宮崎県延岡市本小路205番地11
債務者　黒田マユミ（旧姓笠江）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部